

## 環境損害における米州人権条約の領域外適用

——「環境と人権」に関する米州人権裁判所勧告的意見 No.OC-23/17 を素材として——

鳥谷部 壊

### The Extraterritorial Application of the American Convention on Human Rights in the Context of Environmental Damage: A Re-Examination of the Inter-American Court of Human Rights' Advisory Opinion on the Environment and Human Rights

Jou Toriyabe

#### 【要旨】

米州人権条約第1条第1項は、「その管轄の下にある全ての人」について、条約に定める人権を確保する義務を締約国に課す。条約の締約国の国家領域が「管轄」に含まれることに異論はないが、締約国がその領域の外で行ういかなる行為に対して条約が適用されるかが問題となる。これが領域外適用といわれる問題である。では「管轄」の範囲はどのような基準により判断されるべきか。判例法は恣意的拘禁や軍事占領の事例において一定の基準を示してきた。しかし、環境損害の場合について「管轄」の基準を明らかにした判例法及び先行研究は存在しない。そのようななか、コロンビアの諮問を受けた米州人権裁判所は、2017年11月15日の勧告的意見で、この問題を正面から扱い、環境損害における「管轄」の基準を初めて提示した。そこで本稿は、この勧告的意見の検討を通して、環境損害の領域外適用の問題、すなわち、環境損害の事例における「管轄」の基準とは何か、また、それにより締約国の確保義務違反が成立するのは、いかなる条件の下においてかを明らかにする。こうした課題の解明により、「環境と人権」の関係に関する議論をさらに前進させるための視角を提供することが期待される。

#### 目次

- |                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| 1 はじめに                    | 4 確保義務の違反が成立するために満たされるべき要素 |
| 1-1 人権条約の領域外適用とは          | 4-1 予見可能性                  |
| 1-2 人権条約の領域外適用に関する判例法理    | 4-2 必要な措置の懈怠               |
| 1-3 本稿の目的及び検討の順序          | 4-3 人権侵害の発生                |
| 2 コロンビアの諮問内容とその背景         | 4-4 因果関係の肯定                |
| 2-1 コロンビアの諮問事項            | 5 確保義務の違反が成立する2つの場面        |
| 2-2 コロンビアの諮問の意図           | 5-1 起源国の確保義務違反が成立する場面      |
| 3 米州人権条約第1条第1項における「管轄」の範囲 | 5-2 登録国の確保義務違反が成立する場面      |
| 3-1 「管轄」の意味               | 6 おわりに                     |
| 3-2 環境損害の場合における「管轄」の基準    |                            |

## 1 はじめに

### 1-1 人権条約の領域外適用とは

国が締結した国際人権条約は、通常は当該締約国領域内において効力をもつ。人権条約締約国は、自国領域内に所在する者について当該人権条約上の人権保障義務を負うのである。つまり、国際人権保障は、原則として、人権条約締約国の領域内において実現される<sup>1</sup>。しかし、実際には国の行為は自国領域内に完全に収まらず、領域外の個人の人権を侵害する場合がある。にもかかわらず、人権条約上、締約国が負う人権保障義務の範囲を、その領域内の個人に限定すると、他国の人権侵害に直接的又は間接的に関与する場合（典型例として軍事占領の場合）に、その違反に対する責任から免れることが出来てしまう。すなわち、人権条約の適用されない空白状態が出て来てくるのである<sup>2</sup>。このことは、領域を単位とした人権保障義務を締約国に課すだけでは、国際人権保障が効果的に実現されないことを物語っている。

そうした事態に対応すべく、主要な人権条約の幾つかは、「領域」という概念に代え、「管轄」という用語を使用することにより、締約国の人権保障義務の範囲を拡大した。「管轄」の語を明文化した主要人権条約の規定として以下のようなものがある。まず、「人権に関する米州条約」<sup>3</sup>（以下「米州人権条約」又は単に「条約」という）第1条第1項は、「この条約の締約国は、この条約において認められる権利及び自由を尊重し、その管轄の下にある全ての人（all persons subject to their jurisdiction）に対して、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、経済的地位、出生又はその他の社会的条件によるいかなる差別もなしに、これらの権利及び自由の自由かつ完全な行使を確保する（ensure）ことを約束する。」<sup>4</sup>（下線・筆者）と規定した。また、「人権及び基本的自由の保護のための条約」<sup>5</sup>（以下「欧州人権条約」という）第1条では、「締約国は、その管轄内にある全ての者（everyone within their jurisdiction）に対して、この条約の第一節に規定する権利及び自由を保障する（secure）」<sup>6</sup>（下線・筆者）と規定

<sup>1</sup> 杉木志帆「欧州人権条約の領域外適用——バンコビッチ事件受理可能性決定の再検討——」研究紀要（世界人権問題研究センター）第20号（2015年）30頁。

<sup>2</sup> 立松美也子「欧州人権条約における域外適用」江藤淳一編『国際法学の諸相——到達点と展望——（村瀬信也先生古稀記念）』（信山社、2015年）315頁。

<sup>3</sup> American Convention on Human Rights, adopted at the Inter-American Specialized Conference on Human Rights, San José, Costa Rica, 22 November 1969, *UNTS*, Vol. 1144 (1979), p. 143. 米州人権条約は1959年に起草が開始され、1969年にコスタリカのサンホセで採択され、1978年7月に発効した。同条約は、26の自由と権利を規定するが、そのうち21は自由権的性質をもつ。採択時、経済的、社会的及び文化的権利については別個の条約の作成は予定されていなかった。そのため、経済的、社会的及び文化的権利については、第26条で、権利を漸進的に達成するため、国内的又は国際的な措置をとることを約束する規定が入れられた。その後、経済的、社会的及び文化的権利については、1988年に「経済的、社会的及び文化的分野における米州人権条約の追加議定書」（サンサルバドル議定書）が採択された（1999年発効）。

<sup>4</sup> *Ibid.*, Article 1(1). 米州人権条約の日本語訳は、岩沢雄司編『国際条約集2018年版』（有斐閣、2018年）374頁以下を参照した。

<sup>5</sup> European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedom, adopted on 4 November 1950, Council of Europe, *European Treaty Series*, No. 5 (1972), p. 1.

<sup>6</sup> *Ibid.*, Article 1.

した。さらに、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」<sup>7</sup>（自由権規約）第2条第1項は、「この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人 (all individuals within its territory and subject to its jurisdiction) に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保する (to ensure) ことを約束する。」<sup>8</sup>と規定した<sup>9</sup>。こうした「管轄」という言葉の明文化は、領域国の人権保障義務が領域という概念の枠を超えていくことを意味する。言い方を代えれば、排他的な主権が及ぶ領域内でのみ人権保障義務を負うという領域の論理を背後に退け、同義務の範囲を、領域内の個人だけでなく、領域外の個人にまで拡張する可能性を示唆している<sup>10</sup>。

締約国は、上記人権諸条約に加入することによって、当該条約に規定される人権保障義務を、その管轄に服する全ての個人に対して負うことになる<sup>11</sup>。逆に言えば、締約国が個人に対して条約上の権利及び自由を保障する義務を負うのは、締約国の「管轄」内にある者に限定される。このように、「管轄」の措定は、締約国が条約上負う確保義務・保障義務の履行範囲を確定するための鍵を握る<sup>12</sup>。条約の締約国の国家領域が「管轄」に含まれることに異論はないが、問題は、締約国がその領域の外で行ういかなる行為に対して同条約が適用されるかである<sup>13</sup>。これが、「領域外適用 (extraterritorial application)」といわれる問題である<sup>14</sup>。

人権諸条約の領域外適用について、まず問題となるのは、「管轄」の範囲をいかなる基準によって判断すればよいのかである。この問題の背景には、次の2つの相対立する考え方が存在する。第1の考え方は、人権条約に加入することによって締約国は当該条約に規定される権利及び自由を保障する義務を負うことになるが、伝統的国際法の基本原理である領域主権原則に則り、締約国は、当該締約国の国家領域内の個人に対してのみ人権条約上の義務を負うという考え方である<sup>15</sup>。第2の考え方は、第二次世界大戦以後発達を遂げてきた人権条約の実効的かつ普遍的な履行確保（国際人権保障）の要請に基づき、人権条約上の義務は当該締約国の国家領域内の個人だけ

<sup>7</sup> International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR), UNTS, Vol. 999 (1976), p. 172.

<sup>8</sup> *Ibid.*, Article 2(1). 自由権規約第2条第1項における「管轄」の意味をめぐる議論については、さしあたり、高嶋陽子「武力紛争における人権条約の域外適用可能性」専修法学論集第123号（2015年）255-273頁を参照。

<sup>9</sup> その他にも、拷問等禁止条約は、第2条第1項で、「締約国は、自国の管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとる。」（下線・筆者）と規定し、また、児童の権利に関する条約は、第2条第1項で、「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」（下線・筆者）と規定している。

<sup>10</sup> 兼原敦子「国際義務の履行基盤としての領域」松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編『現代国際法の思想と構造 I』（東信堂、2012年）91-92頁。

<sup>11</sup> 申恵丰「人権条約の人的・領域的適用範囲——「管轄下」にある個人の人権保護——」青山法学論集第38巻第3・4合併号（1997年）143-144頁。

<sup>12</sup> 立松「前掲論文」（註2）31頁。

<sup>13</sup> 和仁健太郎「アル・スケイニ対英国事件（欧州人権裁判所（大法廷）判決、2011年7月7日）」阪大法学第62巻第5号（2013年）1563頁。

<sup>14</sup> 人権諸条約の領域外適用の問題については、薬師寺公夫「グローバル化と国際人権——国連の人権保障制度における国際機関と国家」国際問題第642号（2015年）40-41頁も参照。

<sup>15</sup> 申「前掲論文」（註11）114頁。

でなく、領域外の個人にも等しく及ぼされるべきであるという考え方である。

米州人権条約第1条第1項に規定される「管轄」という言葉を、領域主権に軸足を置いて解釈すれば、締約国の「確保する」義務（以下「確保義務」という）<sup>16</sup>の外延は、当該領域内の個人に限定されるのに対し<sup>17</sup>、国際人権保障の要請を重視すれば、他国の主権を侵害しない限りで、領域外の個人にまで及ぶことになる。こうした領域主権の尊重と人権条約の実効的・普遍的な履行確保という二律背反の要請は、「管轄」の意味をどのように解釈するかによって、人権諸条約の下で締約国が負うべき義務の範囲、就中、確保義務の射程範囲を自在に伸縮させることになる。

## 1-2 人権条約の領域外適用に関する判例法理

「管轄」の基準に関する判断の蓄積は、とりわけ欧州人権委員会及び欧州人権裁判所から成る欧州人権機関の実践に看取される。アル・スケイニ対英国事件で欧州人権裁判所大法廷は、締約国の領域の外で行われ、又は領域の外で効果を生ずる行為が締約国の管轄内に収まる場面を、「国家機関の権限及び支配（State agent authority and control）」の場合と、「場所に対する実効的支配（effective control over an area）」の場合とした<sup>18</sup>。このうち、前者は、①国際法に従い外国に派遣された外交官又は領事官が行う行為の場合<sup>19</sup>、②領域国の同意、要請又は黙認に基づき、通常であれば領域国政府が行使する公権力の全部又は一部を締約国が行使する場合<sup>20</sup>、③締約国の国家機関が外国において個人の身柄を拘束する場合<sup>21</sup>、の3つの場合に成立すると解し、他方、後者の「場所に対する実効的支配」は、締約国が合法又は違法な軍事行動の結果として領域の外の地域に実効的支配を行使する場合に成立する<sup>22</sup>、というのである。

「国家機関の権限及び支配」基準によれば、欧州人権条約締約国の国家機関がその領域の外で個人の身柄を物理的に拘束する場合に、その個人は当該締約国の「管轄内」にあるものとされ、その個人と当該締約国との間に欧州人権条約が適用されることになり、他方、「場所に対する実効的支配」基準によれば、欧州人権条約の締約国が他国の領域の全部又は一部に対して「実効的支

<sup>16</sup> ここで、尊重義務と確保義務の性質上の相違点に言及しておく。条約第1条第1項の尊重義務は、①人が尊厳を保って生活を送るために不可欠なもの（例えば、十分な食糧や水）に衡平にアクセスすることを否定し制限するあらゆる活動を差し控える締約国の消極的義務であり、また、②不法に環境を汚染し、個人の尊厳ある生活に悪影響をもたらすこと（例えば、飲料水や食糧源に影響を与える廃棄物を国有施設から投棄すること）を差し控える締約国の消極的義務である。他方、確保義務は、個人の権利が私人や私企業等の第三者によって侵害されるのを防止するために適切な措置をとる積極的義務である。See also, *Case of Velásquez Rodríguez v. Honduras*, Merits, Judgment of July 29, 1988, Series C No. 4, paras. 165, 166, 174.

<sup>17</sup> 例えば、2001年のバンコビッチ事件決定で、欧州人権裁判所大法廷は、「条約1条の関連する用語の「通常の意味」について、当裁判所は、国際公法の観点から、国家の管轄権限は主として領域的なものであると考える。」と述べた。ECHR, *Banković and others v. Belgium and 16 other NATO Countries*, No. 52207/99, Decision on admissibility of 12 December 2001, para. 59.

<sup>18</sup> ECHR, *Case of Al-Skeini and Others v. The United Kingdom*, No. 55721/07, Judgment of 7 July 2011, paras. 133-140.

<sup>19</sup> *Ibid.*, para. 134.

<sup>20</sup> *Ibid.*, para. 135.

<sup>21</sup> *Ibid.*, para. 136.

<sup>22</sup> *Ibid.*, para. 138.

配」を行使することにより、その場所は、当該締約国の「管轄内」に含まれ得る<sup>23</sup>。「国家機関の権限及び支配」基準の存在を肯定した判例は、拘禁施設における拘禁（2009年アル・サードーン及びムフディ対英国事件、2010年アル・ジェッダ対英国事件等）や、空港及び軍用機における身柄の拘束（2005年オジャラン対トルコ事件等）、さらに、公海上の軍艦内における身柄の拘束（2008年メドヴェドイェフ対フランス事件等）であり<sup>24</sup>、他方、「場所に対する実効的支配」基準が検討された判例は、軍事占領（1995年ロイジドゥ対トルコ事件、2001年バンコビッチ対ベルギー他事件等）や、越境軍事活動（2005年イッサ対トルコ事件等）であって<sup>25</sup>、環境損害の場面ではなかった。

領域外適用は、米州人権条約第1条第1項でも同様に問題となる。すなわち、米州人権条約締約国は、いかなる基準によって自国領域外に所在する者をその管轄の下に置き、当該締約国に確保義務を課すのかという問題として理解される。つまり、米州人権条約の締約国が確保義務違反を生じるためには、当該締約国が、被害を受けた個人を「権限及び支配（authority and control）」の下に置く必要がある<sup>26</sup>。しかし、環境損害の場合における領域外適用の確たる基準は、判例・学説上、未だ確立していない<sup>27</sup>。そのようななか、米州人権裁判所<sup>28</sup>（以下単に「人権裁判所」という場合がある）は、かかる問題について人権裁判所として初めて解釈を示す機会を得た。コロンビア共和国（以下「コロンビア」という）の要請を受けた同裁は、23例目となる勧告的意見として、2017年11月15日、「環境と人権」に関する勧告的意見<sup>29</sup>（以下「勧告的意見23号」という）

<sup>23</sup> 和仁「前掲論文」（註13）1566-1567頁。

<sup>24</sup> 同上、1567頁。

<sup>25</sup> 同上、1564-1566頁。欧州人権委員会及び欧州人権裁判所による領域外適用に関する判断事例の詳細については、Karen da Costa, *The Extraterritorial Application of Selected Human Rights Treaties* (Martinus Nijhoff Publishers, 2013), pp. 93-253を参照。また、判断機関は異なるが、パレスティナ占領区における壁建築の法的結果事件の勧告的意見において国際司法裁判所（ICJ）は、自由権規約第2条第1項につき、領域外であっても当該対象地域に管轄を行使していることを根拠に、イスラエルに同規約上の人権保障義務を課した。*Legal Consequence of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion of 9 July 2004, ICJ Reports 2004, paras. 109-111.*

<sup>26</sup> *Coard et al v. United States*, Report No. 109/99, Inter-American Commission on Human Rights, 29 September 1999, para. 37; *Alejandro v. Cuba*, Report No. 86/99, Inter-American Commission on Human Rights, 29 September 1999, para. 25.

<sup>27</sup> 米州地域の先例として、米州人権委員会は、1999年のサルダーノ対アルゼンチン事件で、米州人権条約第1条第1項に規定される「管轄」の範囲を、国家領域に限定されず、「米州人権条約の締約国は、影響を及ぼし又は国家領域外で行われる当局の作為及び不作為について、一定の状況の下で、責任を負うだろう（a state party to the American Convention may be responsible under certain circumstances for the acts and omissions of its agents which produce effects or are undertaken outside that state's territory）」と述べた。*Saldaño v. Argentina*, Report No. 38/99, Inter-American Commission on Human Rights, 11 March 1999, para. 17. しかし、ここでの「影響を及ぼし又は国家領域外で行われる当局の作為及び不作為」とは環境損害の事例に照らして具体的にどのような作為・不作為を指すのか、また、「一定の状況の下で」とは具体的にどのような状況のことを指すのかは明らかにされなかった。

<sup>28</sup> 米州人権裁判所は、2つの重要な権限を有する。1つは、裁判所の管轄権を受諾した米州人権条約締約国に関する条約違反について裁判を行う権限であり、裁判の結果出される判決は当事国を法的に拘束する。もう1つは、米州人権条約の一般的解釈等について勧告的意見を行う権限である。この勧告的意見には法的拘束力はないが、締約国に事実上大きな影響を与えてきたことに鑑み、その重要性は看過し得ない。*E.g., Olivier De Schutter, International Human Rights Law: Cases, Materials, Commentary*, 2nd ed. (Cambridge University Press, 2014), pp. 1012-1013.

<sup>29</sup> Corte IDH. Medio ambiente y derechos humanos (obligaciones estatales en relación con el medio ambiente en el marco de la protección y garantía de los derechos a la vida y a la integridad personal - interpretación y alcance de los artículos 4.1 y 5.1, en relación con los artículos 1.1 y 2 de la Convención Americana sobre

を言い渡した。当該勧告的意見に法的拘束力はないが、後の米州人権条約の解釈・適用に大きな影響を及ぼすという意味において、その重要性は過小評価されてはならない。

### 1-3 本稿の目的及び検討の順序

以上に鑑み本稿は、勧告的意見 23 号の検討を通して、環境損害における領域外適用の問題、すなわち、環境損害の場合における米州人権条約第 1 条第 1 項の「管轄」の基準とは何か、また、それにより締約国の確保義務違反が成立するのは、いかなる条件が揃ったときなのかを明らかにすることを目的とする。

もっとも、環境損害については、これまで主として国際環境法分野においてルールが発達してきた。1972 年のストックホルム人間環境宣言<sup>30</sup>（以下「ストックホルム宣言」という）原則 21<sup>31</sup>以来、管轄国あるいは管理国が環境損害を生じさせないように確保する義務（以下「環境損害防止義務」という）が規範化し、かかる義務は今日、慣習国際法としての地位を占めるに至った<sup>32</sup>。そのため、環境損害の領域外適用の問題の解明にあたっては、単に「管轄」の基準を明らかにするだけでなく、管轄下にある個人に対し締約国が負う確保義務と国際環境法上の環境損害防止義務がどのような位置関係にあるかということもまた明らかにされなければならない。こうした諸課題の解明により、ストックホルム会議<sup>33</sup>を端緒として国際社会が積み上げてきた「環境と人権」の関係に関する議論<sup>34</sup>をさらに前進させるための視角を提供することが期待される。

上記諸課題の解明にあたり以下では、まずコロンビアの諮問内容を概観し、諮問の背景に言及する（本稿 2）。次に、勧告的意見 23 号において人権裁判所が採った「管轄」の解釈の特徴を指摘する（本稿 3）。そのうえで、勧告的意見 23 号を参照しつつ、締約国の確保義務違反が成立するために充足すべき要素の定式化を試みる（本稿 4）。以上を踏まえて、勧告的意見 23 号から示唆される、米州人権条約第 1 条第 1 項の下での締約国の確保義務違反の成立とその違反状態回復のための法律構成を図式化することで、環境損害の場面における米州人権条約の領域外適用の理論

---

Derechos Humanos). Opinión Consultiva OC-23/17 de 15 de noviembre de 2017. Serie A No. 23. 本意見の原文はスペイン語であるが、本稿は、米州人権裁判所のウェブサイトに掲載されている英語訳 (*The Environment and Human Rights (State Obligations in Relation to the Environment in the Context of the Protection and Guarantee of the Rights to Life and to Personal Integrity – Interpretation and Scope of Articles 4(1) and 5(1) of the American Convention on Human Rights)*, Advisory Opinion OC-23/17, *Inter-American Court of Human Rights, Series No. 23*, 15 November 2017, available at [http://www.corteidh.or.cr/cf/Jurisprudencia2/busqueda\\_opiniones\\_consultivas.cfm?lang=en](http://www.corteidh.or.cr/cf/Jurisprudencia2/busqueda_opiniones_consultivas.cfm?lang=en) (last access on 24 March 2020)) に依拠した。

<sup>30</sup> Stockholm Declaration on the Human Environment, United Nations Conference on the Human Environment, Stockholm, June 5 to 16, 1972, UN Doc. A/CONF.48/14/Rev.1.

<sup>31</sup> *Ibid.*, Principle 21.

<sup>32</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, paras. 128, 129. 環境損害防止義務の慣習国際法化については、例えば以下参照。兼原敦子「国際義務の履行を「確保する」義務による国際規律の実現」立教法学第 70 号（2006 年）244 頁；Leslie-Anne Duvic-Paoli, *The Prevention Principle in International Environmental Law* (Cambridge University Press, 2018), pp. 91-136.

<sup>33</sup> スtockホルム宣言の原則 1 は、「人は、尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等及び十分な生活水準を享受する基本的権利を有する。……」と規定した。Stockholm Declaration, *supra* note 30, Principle 1.

<sup>34</sup> 環境と人権に関する議論状況については、さしあたり、Pierre-Marie Dupuy & Jorge E. Viñuales, *International Environmental Law*, 2nd ed. (Cambridge University Press, 2018), pp. 357-409 を参照。

枠組を明らかにする（本稿5）。

## 2 コロンビアの諮問内容とその背景

### 2-1 コロンビアの諮問事項

2016年3月14日、コロンビアは、条約第64条第1項<sup>35</sup>等に基づき米州人権裁判所に勧告的意見を要請した<sup>36</sup>。諮問内容は、同条約第4条第1項に規定される「生命に対する権利」<sup>37</sup>（以下「生命権」という）及び同条約第5条第1項に規定される「身体的、精神的及び道徳的な一体性を尊重される権利」<sup>38</sup>（以下「人の尊厳に関する権利」という）の保護の場面において、「環境（environment）」と関連する国家の義務とは一体何か、であった<sup>39</sup>。これに関連して、コロンビアが行った諮問の具体的内容は、①米州人権条約締約国が環境保護条約（とりわけカリブ海海洋環境保護条約<sup>40</sup>）の締約国でもあり、②当該環境保護条約は、そこに定める一般的及び（又は）具体的義務の結果として、汚染の防止・削減・制御義務を締約国に課しており、③締約国が何らかの活動を実施するにあたり、他の締約国領域の個人に環境損害又は環境損害の「危険（risk）」を生じさせる場合に、当該個人は、条約第1条第1項の「管轄」の下にあると言えるか、また、その結果として、当該個人の生命権及び人の尊厳に関する権利の侵害又はそのおそれを認定できるかであった<sup>41</sup>。

人権裁判所は、まず、コロンビアが行った上記諮問は、カリブ海海洋環境条約の締約国だけでなく、今や地球上の全ての国の重要な関心事であるから、上記諮問に対する裁判所の回答を、海洋環境の場面（カリブ海海洋環境保護条約）に限定することは賢明でないとした<sup>42</sup>。次いで人権裁判所は、上記コロンビアの諮問を次の3点に整理した。第1は、締約国が領域外の個人に対して行った人権侵害（のおそれ）が条約第1条第1項に定める「管轄」に該当するか、換言すれば、当該締約国は、個人が領域外に所在していたとしても、同条同項に規定される「管轄」を通じて人権保障義務を負うか<sup>43</sup>（本稿3）、第2は、条約が生命権及び人の尊厳に関する権利によって保護する法益には、環境への深刻な損害が含まれるか<sup>44</sup>（本稿4-3）、第3は、国際環境法上の諸原

<sup>35</sup> 【第64条】「1. 機構の加盟国は、この条約又は米州諸国における人権の保護に関するその他の条約の解釈に関して、裁判所に諮問することができる。ブエノス・アイレス議定書によって改正された米州機構憲章の第10章に掲げられた諸機関は、それらの権限の範囲内で、同様に裁判所に諮問することができる。2. ……」この規定に基づき、米州機構加盟国であるコロンビアは、人権裁判所に勧告的意見を求める権限を有する。

<sup>36</sup> *Advisory Opinion 23, supra note 29, para. 1.*

<sup>37</sup> 【第4条】「1. 全ての人は、その生命を尊重される権利を有する。……2. ……」

<sup>38</sup> 【第5条】「1. 全ての人は、その身体的、精神的及び道徳的な一体性を尊重される権利を有する。2. ……」

<sup>39</sup> *Advisory Opinion 23, supra note 29, para. 1.*

<sup>40</sup> *Convention for the Protection and Development of the Marine Environment in the Wider Caribbean Region (Cartagena Convention), adopted at Cartagena, Colombia, 24 March 1983, entered into force on 11 October 1986, available at <http://cep.unep.org/cartagena-convention/text-of-the-cartagena-convention> (last access on 8 February 2020).*

<sup>41</sup> *Advisory Opinion 23, supra note 29, para. 3.*

<sup>42</sup> *Ibid.*, para. 35.

<sup>43</sup> *Ibid.*, para. 36.

<sup>44</sup> *Ibid.*, para. 37.

則との関連で、条約第1条第1項に定める尊重・確保義務から、いかなる義務が導かれるか<sup>45</sup>（本稿4-2及び4-4）、である。

## 2-2 コロンビアの諮問の意図

では、コロンビア政府の諮問の意図は一体どこにあったのであろうか。コロンビアの諮問の意図として、次の2点が推察される。第1は、隣国ニカラグアが、中国の投資を受け、新たな運河（ニカラグア運河）の建設計画を正式に発表したことに関係する。コロンビアは、ニカラグアが当時建設中（現在も同様）の運河が、自国の海洋環境に損害を生じさせることを強く懸念していた<sup>46</sup>。第2は、コロンビアは、将来、ニカラグアとの一層の関係悪化を睨み、紛争解決機関が国際司法裁判所（International Court of Justice: ICJ）から米州人権裁判所にシフトする可能性を視野に入れていることである。コロンビアは、ニカラグアとの間の争訟事件である2012年の「領土及び海洋紛争事件」ICJ判決<sup>47</sup>を不服として、ICJの義務的管轄権を規定するボゴタ規約から、2014年、正式に脱退した。これにより今後は、コロンビアが同意しない限り、ICJが同国を当事者とする紛争を審理する権限を持たず、逆に、コロンビアがボゴタ規定当事国を訴える際にも、相手国の同意が必要となる。ゆえに、コロンビアがニカラグアの運河建設にあたり、司法的解決に訴える場合には、以後、ICJではなく、コロンビア及びニカラグア双方が義務的管轄権に同意している米州人権裁判所が利用される可能性が高まった<sup>48</sup>。

けれども、米州人権機関（人権裁判所及び人権委員会）が、環境損害における領域外適用の問題について意見を述べたことはなかった。他方、米州人権条約第1条第1項の「管轄」の解釈問題については、コロンビアの申立てを受けて、米州人権委員会が判断を示した例がある。すなわち、フランクリン・アイサラ・モリナ、エクアドル対コロンビア事件<sup>49</sup>（以下「モリナ事件」とい

<sup>45</sup> *Ibid.* 勧告的意見23号の目的の1つは、米州人権条約第1条第1項に定める尊重・確保義務への国際環境法原則の影響を解釈することにある。*Ibid.*, para. 44.

<sup>46</sup> Monica Feria-Tinta & Simon C. Milnes, “The Rise of Environmental Law in International Dispute Resolution: The Inter-American Court of Human Rights Issues a Landmark Advisory Opinion on the Environment and Human Rights,” *Yearbook of International Environmental Law*, Vol. 27, No. 1 (2016), p. 67.

<sup>47</sup> *Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia)*, Merits, Judgment of 19 November 2012, *ICJ Reports 2012*. 本判決の検討として、加々美康彦「領土及び海洋紛争事件（ニカラグア対コロンビア）——判決と日本へのインプリケーション——」貿易風（中部大学国際関係学論集）第11号（2016年）7-36頁も参照。

<sup>48</sup> 米州地域には、条約実施機関として、米州人権委員会（1960年設置）と米州人権裁判所（1979年設置）が存在する。1965年から委員会は個人からの申立てを受け付けているが、米州人権裁判所へは当事国及び委員会のみが申立て可能である（条約第61条第1項）。締約国は人権裁判所の義務的管轄権を受諾できる（同第62条第1項）。2019年現在、人権条約当事国23カ国中、グレナダ、ジャマイカ、ボリビアを除く20カ国（アルゼンチン、バルバドス、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ、スリナム、ウルグアイ）が義務的管轄権を受諾している。Inter-American Court of Human Rights, *ABC of the Inter-American Court of Human Rights: What, How, When and Why of the Inter-American Court of Human Rights. Frequently Asked Questions* (IACHR, 2019), p. 4, available at [http://www.corteidh.or.cr/sitios/libros/todos/docs/ABCCorteIDH\\_2019\\_eng.pdf](http://www.corteidh.or.cr/sitios/libros/todos/docs/ABCCorteIDH_2019_eng.pdf) (last access on 1 February 2020).

<sup>49</sup> *Franklin Guillermo Aisalla Mokina, Ecuador v. Colombia*, Case IP-02, Report No. 112/10, Inter-American Commission on Human Rights, 21 October 2010. 本件で米州人権条約の管轄の下にあるか否かが問題となったのはエクアドル市民であるモリナという人物である。2008年にコロンビアはエクアドルにあるコロンビア革命軍の野営地を空爆したが、その直後、コロンビアによって実施された数時間程度の探索後、モリナ氏は行方不明



う)で、コロンビアは、条約第1条第1項の「管轄」を、領域概念に従って制限的に解釈すべきであるという主張を行ったのである。本件でコロンビアは、管轄の下に置かれる可能性が生じるのは、①他国領域における軍事作戦又は外交官若しくは領事の活動、及び②領域外における軍事作戦以外の管轄行使に限られ、これ以外は、軍事占領が行われたこと、又は軍事作戦を展開する国が他国領域に対し支配を及ぼしていることを証明しなければならないとの見解を主張した<sup>50</sup>。結果的に米州人権委員会は、上記①についてコロンビアの主張を退けたが<sup>51</sup>、上記②（領域外における軍事作戦以外の管轄行使）については言及を避けた。それはおそらく本件が軍事作戦に関する事案であったからであろう。こうした事情から、コロンビアは、人権機関の立場が明確に表明されていない上記②について、今回、諮問を行ったものと推論される。

### 3 米州人権条約第1条第1項における「管轄」の範囲

#### 3-1 「管轄」の意味

条約第1条第1項は起草当初、「その領域及びその管轄の下にある全ての人」と規定することを予定したが、同条約採択直前に「領域」という言葉が削除された<sup>52</sup>。これは、締約国領域内の個人だけでなく、領域外の個人にまで「管轄」の範囲を拡大する意図と解し得る<sup>53</sup>。こうした管轄概念の明文化に伴い、条約第1条第1項の下で管轄国が負う人権保障義務の範囲も必然的に拡大する<sup>54</sup>。条約の起草作業終盤で、「領域」という言葉が削除され、「管轄」という言葉だけが残されたことは、領域の意義の相対化をもたらした。条約第1条第1項の「管轄」が領域の殻を破るものであることは、2011年のモリナ事件で人権裁判所によって既に示されていた<sup>55</sup>。だからといって、締約国は、条約上の人権保障義務を、「管轄」の名の下において、領域外のあらゆる個人に対して無制約に負うわけではなく、「管轄」下にあることが肯定される場合はあくまでも例外であり、「管轄」の範囲は制限的に解釈される<sup>56</sup>。

このように、「管轄」の判断にあたり、人権裁判所は、締約国の領域主権の尊重と、人権条約の実効的な履行確保の追及という2つの要請がせめぎ合う状態のなかで、その均衡点を見極めるといふ困難な作業を担うのである。では、それはいかなる基準に依るのが適切であろうか。

---

となった。この軍事作戦の後、コロンビアが野営地から持ち去った遺体のうちの一人がモリナ氏であったことがその後の調査によって明らかにされた。エクアドルは、モリナ氏に対するコロンビアの条約違反を主張した。詳細は、杉木志帆「米州人権保障制度における国の人権保障義務の範囲——領域外適用を基礎づける管轄の連関——」研究紀要（世界人権問題研究センター）第19号（2014年）53頁。

<sup>50</sup> *Franklin Guillermo Aisalla Mokina, Ecuador v. Colombia, supra note 49, para. 81.*

<sup>51</sup> *Ibid.*, para. 102.

<sup>52</sup> *Advisory Opinion 23, supra note 29, para. 77.*

<sup>53</sup> *Ibid.*, paras. 74, 77, 78, 104(c).

<sup>54</sup> *Ibid.*, para. 77.

<sup>55</sup> モリナ事件において人権裁判所は、他国の領域内に所在する人々であっても締約国の支配が及んでいる場合には当該締約国は、かかる人々に対して尊重義務を負うと述べた。*Franklin Guillermo Aisalla Mokina, Ecuador v. Colombia, supra note 49, para. 91.*

<sup>56</sup> *Advisory Opinion 23, supra note 29, para. 81, 104(d).*

## 3-2 環境損害の場合における「管轄」の基準

### 3-2-1 「活動に対する実効的支配」基準

勧告的意見 23 号は、環境損害のケースに関し、米州人権条約第 1 条第 1 項に定める「管轄」の基準として次のように述べた。「国境を越えて他国に害を生じさせ、それにより個人の条約上の諸権利を侵害した場合において、その個人は、同条約第 1 条第 1 項の下で、かかる害を生じさせる国の管轄に服すると考えられる。なぜなら、……起源国は、自国領域内又はその管轄下において行われた活動 (activities) に対して実効的支配 (effective control) を及ぼしているからである。」<sup>57</sup> (下線・筆者)。ここから、裁判所は、環境損害の場合において、「活動に対する実効的支配」基準を示したと評価できる<sup>58</sup>。

勧告的意見 23 号が「活動に対する実効的支配」基準に依拠するものであることは、裁判所の以下の説示にも表される。「人権を尊重し確保する義務が要求することは、条約から導かれる義務を他の締約国が履行することを妨げてはならないということである。締約国の管轄の下で行われる活動 (activities) によって、他の締約国の管轄下の人々が同条約上の権利を享有し行使することを確保する能力を当該他国から奪ってはならない。」<sup>59</sup> (下線・筆者)。「越境損害の場面において、起源国による管轄の行使が意味することは、活動 (activities) が行われた領域国又は管轄国が、そうした諸活動に対して実効的支配 (effective control) を及ぼし、また、国境を越えて領域外の人の人権の享有に影響を及ぼすような害を生じさせないようにする立場にあるということである。」<sup>60</sup> (下線・筆者)。国の管轄は領域的空間に限定されない。「管轄」という言葉は、……その領域外に影響を及ぼす国の活動 (activities) を含み得る」<sup>61</sup> (下線・筆者)。

人権条約の領域外適用に関し、「国家機関の権限及び支配」基準（人に対する支配基準）は、領域外の人に対する拘禁に対して有効な基準であって、環境損害を念頭に置いていないし、また、「場所に対する実効的支配」基準は、領域外の場所における軍事占領又は軍事作戦に対して有効な基準であって、環境損害を想定した基準ではなかった。こうしたなか、勧告的意見 23 号は、環境損害の場合において、米州人権条約第 1 条第 1 項の「管轄」の判断にあたって依拠すべき基準として、「活動に対する実効的支配」基準を示した。それでは、なぜ裁判所は、越境環境損害を引き起こす活動について、領域外適用に関するこれまでの基準（国家機関の権限及び支配基準、及

<sup>57</sup> *Ibid.*, para. 244(4). なお、ここでいう「起源国」とは、環境損害を生じさせたかあるいは生じさせる可能性のある活動を管轄下又は管理下に置く国のことを指す。*Ibid.*, para. 101, n.195.

<sup>58</sup> かかる基準については、勧告的意見 23 号が出される以前、Viñuales 教授が類似の言及を行っている。すなわち、同教授は、人権条約の領域外適用の問題について、それが越境環境損害を引き起こす活動に関係する場合にあっては、国が、その害を引き起こす「源 (source)」を「実効的支配 (effective control)」の下に置いたと見なされるときに、当該国に国家責任が生じることを指摘する。Jorge E. Viñuales, “A Human Rights Approach to Extraterritorial Environmental Protection?” in Nehal Bhuta (ed.), *The Frontiers of Human Rights: Extraterritoriality and its Challenges* (Oxford University Press, 2016), p. 219. ここでいう「源」とは、勧告的意見 23 号が述べる「活動」に等しいと考えられる。

<sup>59</sup> *Advisory Opinion 23, supra note 29, para. 101.*

<sup>60</sup> *Ibid.*, para. 102.

<sup>61</sup> *Ibid.*, para. 95.

び場所に対する実効的支配基準)とは異なり、活動に対する実効的支配基準を採る必要があったのか。以下ではこの点について考察を行うこととする。

### 3-2-2 米州人権条約第1条第1項の確保義務と越境環境損害防止義務との関係

勧告的意見23号が「活動に対する実効的支配」基準を提示した背景には、すでに国際環境法の分野で慣習国際法の地位を獲得している越境環境損害防止義務<sup>62</sup>との整合性を図る必要性があった<sup>63</sup>。越境環境損害防止義務を明記した著名な文書である1972年のストックホルム宣言及び1992年の開発と環境に関するリオ宣言は、「各国は、……その管轄又は支配下における活動(activities)が他国、又は自国の管轄の限界を超えた地域の環境に損害を与えないよう確保する責任を有する。」<sup>64</sup>(下線・筆者)と規定して、国が環境損害防止義務を負う場面を、その「活動」に対して管轄又は支配が及んでいる場合に限定した。

また、海洋環境の汚染防止に関する一般的義務規定である1982年の国連海洋法条約第194条も、同条第2項において、「いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における活動(activities)が他の国及びその環境に対し汚染による損害を生じさせないように行われること並びに自国の管轄又は管理の下における事件又は活動(activities)から生ずる汚染がこの条約に従って自国が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないことを確保するために全ての必要な措置をとる。」<sup>65</sup>(下線・筆者)として、自国の「活動」に対して管轄・管理が及ぶ限りで越境環境損害防止義務の履行を要求するのである。

このように、国が越境損害防止義務を履行しなければならない場面の判断に際して、国の実効的支配が「活動」に対して及んでいるか否かを基準とする傾向は、とりわけ最近の国際環境法関連の裁判例、すなわち、核兵器の威嚇又は使用の合法性事件<sup>66</sup>、パルプ工場事件<sup>67</sup>、国境地帯におけるニカラグア行動事件及びサンファン河岸コスタリカ領内道路建設事件<sup>68</sup>においても一貫してみられるところである。

国際環境法の分野で慣習国際法として確立している越境環境損害防止義務は、越境環境損害を引き起こす「活動」に対して、国が実効的支配を及ぼしていると見なすことができる場合にのみ、当該国に義務の履行を要求し、当該義務を不履行したときには、かかる義務違反に対する国家責

<sup>62</sup> 越境環境損害防止義務の内容については、鳥谷部 壘『国際水路の非航行的利用に関する基本原則——重大損害防止規則と衡平利用規則の関係再考——』(大阪大学出版会、2019年)143-161頁を参照。

<sup>63</sup> See, Advisory Opinion 23, *supra* note 29, paras. 97-99, 104(f).

<sup>64</sup> Stockholm Declaration, *supra* note 30, Principle 21; Rio Declaration on Environment and Development, United Nations Conference on Environment and Development, Rio de Janeiro, June 3 to 14, 1992, UN Doc. A/CONF.151/26/Rev.1 (Vol. 1), Principle 2.

<sup>65</sup> United Nations Convention on the Law of the Sea, signed on 10 December 1982, entered into force on 16 November 1994, *UNTS*, Vol. 1833 (1994), p. 397, Article 194(2).

<sup>66</sup> *Legality of the threat or use of nuclear weapons*, Advisory Opinion of 8 July 1996, *ICJ Report 1996*, para. 29.

<sup>67</sup> *Case of Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay)*, Judgment of 20 April 2010, *ICJ Reports 2010*, paras. 101, 204.

<sup>68</sup> *Certain activities carried by Nicaragua in the border area (Costa Rica v. Nicaragua) and Construction of a road in Costa Rica along the San Juan River (Nicaragua v. Costa Rica)*, Judgment of 16 December 2015, *ICJ Reports 2015*, paras. 104, 118.

任を生じさせる。こうした越境環境損害防止義務の性質（国が活動に対して実効的支配を及ぼしている場合にのみ国の義務違反が生じること）は、米州人権条約第1条第1項に定める確保義務（さらには、本稿冒頭に示した欧州人権条約第1条及び自由権規約第2条第1項等に定める確保義務）でも同じである。

すなわち、人権条約の領域外適用で問題となる確保義務は、締約国が他の国の人を「管轄」の下に置いたと見なされる場合に、その人に対して、当該締約国が負う義務である。その際、勧告的意見23号で問題とされたのは、この確保義務が越境環境損害を引き起こす活動との関連でどのように生じるかである。越境環境損害は、大抵の場合、国とは別人格の法人（私企業）によって引き起こされる。そのような状況において、あらゆる越境環境損害の被害者を原因締約国の「管轄」の下に置くとすれば、当該国の確保義務は無限に拡大することになり、国家主権、ひいては国際法の安定性の観点から現実的とは言えない。

そこで、以上のような状況にあつては、国が越境環境損害を引き起こす活動に対して実効的支配を及ぼしている場合に限り、当該国が他国に生じた被害者を「管轄」下に置いたと見なし、確保義務違反を認定することが適切である。こうしたことから、人権条約の領域外適用の場面における、締約国の管轄の有無及び確保義務違反の判断にあつては、勧告的意見23号が示したように、「活動に対する実効的支配」基準が必然的に導出されることになる。ゆえに、越境環境損害防止義務と確保義務は類似の性質をもつ義務であると言える<sup>69</sup>。もっとも、確保義務は、領域外の「人」を保護するための規則であるのに対し、越境環境損害防止義務が保護する対象は「国」であるという違いがある（本稿5-1）。

こうして「活動に対する実効的支配」基準に依拠して「管轄」の意味を解釈するにせよ、「実効的支配」の具体的な判断要素が明らかにされなければ、その基準としての意義はない。そこで以下では、勧告的意見23号を手掛かりに、いかなる要素を満たせば、「実効的支配」が肯定されるのかを考察する。

## 4 確保義務の違反が生じるために満たされるべき要素

締約国が当該活動に対し実効的支配を及ぼし、その結果、確保義務違反を生じさせるために満たすべき要素として、勧告的意見23号から、予見可能性、適切な措置の懈怠、人権侵害の発生、因果関係の存在という4つが抽出できる<sup>70</sup>。

### 4-1 予見可能性

勧告的意見23号は、締約国の確保義務は、当該締約国に不可能な又は不均衡な証明責任を課す

<sup>69</sup> See, Advisory Opinion 23, *supra* note 29, para. 133.

<sup>70</sup> *Ibid.*, paras. 118, 119, 144.

ような方法で解釈されないと述べたうえで<sup>71</sup>、当該締約国の確保義務違反が認定されるのは、当該締約国が特定の個人又は集団の生命に対する差し迫った危険を認識していたか、あるいは認識すべきであったとされる場合のみであると述べた<sup>72</sup>。以上から、締約国は、予見可能性がある場合にのみ当該活動を実効的に支配していたと見なされ、領域外の個人又は集団に対する確保義務を負うことになる。

#### 4-2 必要な措置の懈怠

勧告的意見 23 号によれば、締約国は、その領域内外の人々の権利を侵害するような方法で、当該領域又は支配の下で行われる活動を回避するために「全ての必要な措置 (all necessary measures)」をとる義務を負う<sup>73</sup>。つまり、当該締約国が環境損害を引き起こす活動に対して「全ての必要な措置」をとることを怠ったという場合に、当該締約国は当該活動を実効的支配の下に置いたと見なされることになる。では、ここにいう「全ての必要な措置」とは具体的に何を意味するか。勧告的意見 23 号から示唆される要素は、以下の 3 つに整理できる。

第 1 は、規制措置である。具体的には、①条約の履行にあたり、憲法の定めるところに従って国内法を制定又は改正すること<sup>74</sup>、及び技術的その他指針を策定すること<sup>75</sup>、②現在の危険の水準を考慮した上で、生命権及び人の尊厳に関する権利に対するあらゆる脅威を軽減するような方法で、重大な環境損害を引き起こすおそれのある活動を規制すること<sup>76</sup>、③環境影響評価 (Environmental Impact Assessment: EIA) について、少なくとも、評価対象となる計画活動及び影響、EIA の実施プロセス (要件・手続)、事業者・所轄官庁・意思決定機関の責任及び義務、計画活動の許可における EIA プロセスの用いられ方、EIA 及び許可条件の履行にあたり適正手続を懈怠した場合にとるべき手段及び措置を明らかにすること<sup>77</sup>、である。

第 2 は、監視及び監督である。具体的には、①公的機関や私人による人権侵害を防御するために、一定の活動について監視・監督機能を備えた制度を構築すること<sup>78</sup>、②EIA 実施後も、事業又は活動が環境に与える影響を継続的に監視すること<sup>79</sup>、③十分に独立した監視及びアカウンタビリティ制度を構築すること (予防手段に加え、効果的な政策、規制及び裁定を通じた侵害のおそれに対処する調査・処罰・救済手段の整備を含む)<sup>80</sup>、である。

第 3 は、上記以外であり、具体的には、①環境影響評価の実施<sup>81</sup>、②緊急時対応策の策定<sup>82</sup>、③

<sup>71</sup> *Ibid.*, para. 120.

<sup>72</sup> *Ibid.*

<sup>73</sup> *Ibid.*, paras. 104(g). *See also, ibid.*, para. 120.

<sup>74</sup> *Ibid.*, para. 146.

<sup>75</sup> *Ibid.*, para. 147.

<sup>76</sup> *Ibid.*, para. 149.

<sup>77</sup> *Ibid.*, para. 150.

<sup>78</sup> *Ibid.*, para. 152.

<sup>79</sup> *Ibid.*, para. 153.

<sup>80</sup> *Ibid.*, para. 154.

<sup>81</sup> *Ibid.*, paras. 156-170.

<sup>82</sup> *Ibid.*, para. 171.

環境損害発生後の軽減措置（浄化及び回復措置、損害の封じ込め、事態及び損害の危険に関する情報収集、緊急事態の際の潜在的被影響国への通報）<sup>83</sup>、の各要素である。

### 4-3 人権侵害の発生

#### (1) 生命権及び人の尊厳に関する権利

条約第 4 条第 1 項に規定される生命権を保障するために締約国が負う義務内容は、勧告的意見 23 号によって概ね以下のように認識される。すなわち、①国家機関や私人によって行われる生命の剥奪について、調査し、処罰し及び救済することを可能にすべく効果的な司法制度を構築すること、②生命権の侵害のおそれを防ぐための適切な法的枠組を構築するために必要な措置をとること、③個人が尊厳ある生活を送れるようにするために、水や食糧へのアクセス<sup>84</sup>及び健康の質を確保するために積極的な措置をとること、である<sup>85</sup>。

次に、人の尊厳に関する権利に関し、勧告的意見 23 号は、生命権と密接に関係し合う権利であるとし、締約国政府が水や食糧へのアクセス及び健康の維持といった個人の尊厳ある生活を確保するための積極的措置を怠り、尊厳ある生活を送ることを困難にした場合には、生命権の侵害と同時に、人の尊厳に関する権利の侵害となると述べる<sup>86</sup>。こうして勧告的意見 23 号は、生命権と人の尊厳に関する権利の内容が部分的に重複するとの認識を示した。

#### (2) 健康的環境権

勧告的意見 23 号の特徴として特筆すべきは、条約第 26 条によって保障される人権のなかに、新たに、「健康的な環境についての権利 (the right to a healthy environment)」<sup>87</sup>（以下「健康的環境権」という）が含まれることを認めたことである。健康的環境権は、米州人権文書では、サンサルバドル議定書<sup>88</sup>の第 11 条第 1 項に明文規定が置かれている。すなわち、同条同項は、「全

<sup>83</sup> *Ibid.*, para. 172.

<sup>84</sup> なお、水へのアクセス権に関する立ち入った考察として、鳥谷部壤「持続可能な開発目標 (SDGs) の目標 6 と国際法——「安全な飲料水に対する人権」の形成が国際水路法に及ぼす影響——」*摂南法学第 57 号* (2020 年) 1-45 頁を参照。

<sup>85</sup> *Advisory Opinion 23, supra note 29, para. 109.*

<sup>86</sup> *Ibid.*, para. 114.

<sup>87</sup> 健康的環境権は、グローバル・レベルの条約で規定されるには至っていないが、各国の憲法（アルゼンチン憲法第 41 条、ボリビア憲法第 33 条、ブラジル憲法第 225 条、チリ憲法第 19 条、コロンビア憲法第 79 条、コスタリカ憲法第 50 条、エクアドル憲法第 14 条、エルサルバドル憲法第 117 条、グアテマラ憲法第 97 条、メキシコ憲法第 4 条、ニカラグア憲法第 60 条、パナマ憲法第 118 条及び第 119 条、パラグアイ憲法第 7 条、ペルー憲法第 2 条、ドミニカ憲法第 66 条及び第 67 条、ベネズエラ憲法第 127 条）や、地域的・個別的人権文書（先住民族の権利に関するアメリカ宣言第 19 条、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章第 24 条、アセアン人権宣言第 28 条(f)、アラブ人権憲章第 38 条）で規定されるようになってきている。（健康的）環境権については、さしあたり以下参照。David Boyd, “Catalyst for Change: Evaluating Forty Years of Experience in Implementing the Right to a Healthy Environment,” in John H. Knox & Ramin Pejan (eds.), *The Human Right to Healthy Environment* (Cambridge University Press, 2018), pp. 17-41; Ben Boer, “Environmental Principles and the Right to a Quality Environment,” in Ludwig Krämer & Emanuela Orlando (eds.), *Principles of Environmental Law* (Edward Elgar, 2018), pp. 52-75.

<sup>88</sup> Additional Protocol to the American Convention on Human Rights in the Area of Economic, Social and Cultural Rights, signed at San Salvador, El Salvador, on November 17, 1988, entered into force 16 November 1999, *OAS Treaty Series* No. 69, available at <http://www.oas.org/juridico/english/Sigs/a-52.html> (last access on

ての者は、健康的な環境に住む権利及び基礎的な公のサービスを楽しむ権利を有する。」<sup>89</sup>と規定する。これに対し、米州人権条約には健康的環境権の明文規定は存在しない。今回、勧告的意見23号が、条約第26条<sup>90</sup>に健康的環境権を読み込むことができる旨を承認した<sup>91</sup>ことの意義は、健康的環境権を侵害されたと主張する者が、同条を根拠に、米州人権裁判所によって救済される途を開いたことにある。サンサルバドル議定書に規定される権利は、手続上、第8条（労働組合についての権利）及び第13条（教育についての権利）を除く権利について、その侵害を理由に、米州人権裁判所に救済を求めることができない<sup>92</sup>。そこで、勧告的意見23号は、健康的環境権を米州人権条約上の人権と見なすことにより、人権裁判所における健康的環境権侵害の救済可能性を初めて認めたところに意義がある。

健康的環境権に関し、勧告的意見23号のもう1つの特徴は、同権を、米州人権条約上、明文化されている既存の人権とは明確に区別し、自律的かつ独立した人権であることを承認した点である<sup>93</sup>。欧州人権裁判所ですら、未だ、健康的環境権を、欧州人権条約・議定書上、独立の権利として承認してはいない。欧州人権裁判所判例法は、生命権、私生活及び家族生活が尊重される権利や財産権のなかに環境保護を読み込むに過ぎない<sup>94</sup>。では、勧告的意見23号が健康的環境権の自律性・独立性を認めたことは、一体どういう意味をもつのだろうか。これに関し、勧告的意見23号の次のような説示が注目される。健康的環境権を自律的権利とすることによって、「たとえ個人に危険を及ぼす確実性や証拠がなくても、森林、河川、海洋等の環境を構成する要素を、それ自体、法的利益として保護する」<sup>95</sup>ことが可能となる<sup>96</sup>。この説示が示唆することは、従前の論理だと、条約上の人権が侵害されたと主張するためには、被害者側が、環境損害の発生に加え、生命権（条約第4条第1項）や人の尊厳に関する権利（同第5条第1項）の侵害が生じていることを証明しなくてはならなかったが、今回、勧告的意見23号が健康的環境権の自律的・独立的性格を認めたことにより、被害者は、環境損害の発生さえ証明すれば、生命権や人の尊厳に関する権利の侵害を証明しなくても、健康的環境権侵害が認定される可能性が出てくることである<sup>97</sup>。ゆえ

24 March 2020).

<sup>89</sup> *Ibid.*, Article 11(1).

<sup>90</sup> 【第26条】「締約国は、プエノス・アイレス議定書によって改正された米州機構憲章が掲げる経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的基準が示す権利の完全な実現を立法その他の適切な方法により漸進的に達成する目的で、国内的に及び国際協力を通じて、措置（特に、経済的及び技術的な性格の措置）をとることを約束する。」

<sup>91</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, para. 57.

<sup>92</sup> See, Protocol of San Salvador, *supra* note 88, Article 19(6)-(7).

<sup>93</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, paras. 55, 63.

<sup>94</sup> ECHR, *Case of Tătar v. Romania*, No. 67021/01, Judgment of 27 January 2009, para. 107.

<sup>95</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, para. 62.

<sup>96</sup> なぜそのような理解が可能かについて、勧告的意見23号は、自然環境が人類に便益をもたらすこと、また自然環境の劣化が、生命権や人の尊厳に関する権利のような他の人権の保障に悪影響を与えること、を理由として挙げる。*Ibid.* けれども、以上の説明だけでは、健康的環境権を独立した人権として承認する根拠として弱い。このことは、健康的環境権を認める多数意見に対して2名の判事が反対意見を表明したことにも表される。Concurring Opinion of Judge Eduardo Vio Grossi, paras. 3, 5; Concurring Opinion of Judge Humberto Antonio Sierra Porto, paras. 2, 11.

<sup>97</sup> See, Maria L. Banda, “Inter-American Court of Human Rights’ Advisory Opinion on the Environment and Human Rights,” *American Society International Law: INSIGHTS*, Vol. 22, No. 6 (May 10, 2018), available at <https://www.asil.org/insights/volume/22/issue/6/inter-american-court-human-rights-advisory-opinion->

に、健康的環境権を自律性・独立性を保つ人権として承認したことは、環境保護強化及び被害者救済促進の観点から有益であると言える。

#### 4-4 因果関係の肯定

勧告的意見 23 号から導かれる最後の要素は、活動と人権侵害との間に因果関係が存在していなければならないというものである<sup>98</sup>。つまり、確保義務違反が成立するためには、活動と発生した被害（人権侵害）との間に、前者がなかったならば後者がなかったであろうという関係（＝因果関係）が存在していなければならない。因果関係の証明は、原則として、人権を侵害されたと主張する側が、十分な科学的根拠に基づいて行わなければならない。また、因果関係の証明は、「証明することの負担は原告にかかる（*onus probandi incumbit actori*）」との国際法上の原則に依る<sup>99</sup>。それゆえ、被害者側には、因果関係を十分な科学的証拠に基づいて証明しなければならず、重い負担が課せられる<sup>100</sup>。その意味で、因果関係の証明の要素は、締約国の「管轄」の範囲（すなわち締約国の人権保障義務の範囲）を狭める効果をもつ。このことは、勧告的意見 23 号が、「締約国の領域外活動が管轄の下にあると見なされる状況は例外的であり、それ自体、限定的に解釈されるべきである」<sup>101</sup>と述べたことにも表される。

もっとも、勧告的意見 23 号の因果関係に関する見解について特筆すべきことは、被害者側に生じる証明の負担を、「予防原則（*precautionary principle*）」の適用によって、一定程度、緩和した点にある<sup>102</sup>。勧告的意見 23 号は、環境に対する甚大かつ回復不可能な損害が生じる可能性のある活動の場合には、たとえ科学的確実性がなくても、生命権及び人の尊厳に関する権利を保護すべく、予防原則に従って行動しなければならないと述べた<sup>103</sup>。ただし、予防原則に依ったとしても、環境損害が「甚大かつ回復不可能な」水準に達していないと判断される場合には、活動と権利侵害との間の因果関係の証明につき、予防原則は適用されず、従来から認められている科学的根拠に裏づけられた証明が被害者側には求められることに留意しなければならない<sup>104</sup>。その意味で、予防原則は、因果関係の証明の場面においては、限定的な役割しか果たし得ない。

## 5 確保義務の違反が成立する 2 つの場面

以上 4 つの要素がすべて満たされたときに、条約第 1 条第 1 項に規定される確保義務違反が生

environment-and-human#\_edn13 (last access on 23 February 2020).

<sup>98</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, paras. 101, 104(h), 120, 238.

<sup>99</sup> 鳥谷部嬢『前掲書』（註 62）237 頁。

<sup>100</sup> 同上、同頁。

<sup>101</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, para. 81.

<sup>102</sup> おそらくこの点を捉えてであろうが、勧告的意見 23 号を、気候変動訴訟に途を開いたと評価する論者がある。Banda, 2018, *supra* note 97; Jason Rudall, *Compensation for Environmental Damage under International Law* (Routledge, 2020), p. 36.

<sup>103</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, para. 180.

<sup>104</sup> 鳥谷部嬢『前掲書』（註 62）241-243 頁も参照。



じることになる。これまでの考察を踏まえて、ここでは、環境損害における米州人権条約の領域外適用の問題、すなわち、条約第1条第1項に定める「管轄」の基準とは何か、また、管轄が肯定されることによって環境損害の原因国の確保義務違反が成立するのは、いかなる条件が揃ったときなのかという本稿の検討課題（本稿1-3）に対して、勧告的意見23号を手がかりに、筆者の結論を示したい。

その際、人権条約の領域外適用が問題となる場面として、これまでの検討から、越境環境損害を引き起こす活動について起源国の確保義務違反が問われる場面が挙げられることに異論はなかろう。これに加え、勧告的意見23号からの示唆として、人権条約の領域外適用が問題となる場面には、多国籍企業の在外子会社が現地で引き起こした環境損害に関し親会社の本国（登録国）の確保義務違反が問われる場面が考えられる<sup>105</sup>。親会社の本国が確保義務を負うとする議論は、これまで学説レベルで展開されてきたところである<sup>106</sup>。それゆえ、以下では、人権条約の領域外適用が問題となる場面を、①越境環境損害を引き起こす活動について起源国の確保義務違反が成立する場面と、②在外子会社による環境損害について登録国の確保義務違反が成立する場面に分けて、それぞれ領域外適用の理論枠組を提示することとしたい。

## 5-1 起源国の確保義務違反が成立する場面

まず、越境環境損害の場合における起源国の確保義務違反が問題となる場面とは、領域内で私人（通常は企業）が活動を行った結果、領域外の個人に環境損害を生じさせたという場面である（下記図1）。具体的には、一国の領域内におけるダム、海上石油プラットフォーム、越境パイプライン、原子力発電所等の大規模インフラ事業の計画及び実施が他国に環境損害を生じさせる場面が想定される。

それでは、起源国は、いかなる条件を満たしたときに当該私人の活動に対して実効的支配を及ぼしたことになり、その結果、起源国の確保義務違反が成立するのであろうか。勧告的意見23号によれば、以下4点を満たす必要がある。第1に、起源国内の私人（A'）の活動が領域外に環境損害を生じさせたこと（下記図1①）<sup>107</sup>、第2に、起源国（A）が私人（A'）の活動から生じる環境損害について予見可能性を有し、かつ、適切な措置を怠ったこと（下記図1②）、第3に、私人（A'）の活動の結果、領域外の個人（B'）の生命権（条約第4条第1項）又は人の尊厳に関する権利（同第5条第1項）の侵害が認められること（下記図2③）、第4に、私人（A'）の活動と領域外の個人（B'）の権利侵害との間に因果関係が存在すること（下記図2④）、である<sup>108</sup>。

<sup>105</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, paras. 151, 155.

<sup>106</sup> E.g., Robert McCorquodale & Penelope Simons, "Responsibility Beyond Borders: State Responsibility for Extraterritorial Violations by Corporations of International Human Rights Law," *Modern Law Review*, Vol. 70, No. 4 (2007), pp. 617-621; Sumudu Atapattu & Andrea Schapper, *Human Rights and the Environment* (Routledge, 2019), pp. 302-303.

<sup>107</sup> なお、環境損害の発生を以って、条約第26条から導出される健康的環境権の侵害を認定できるかは、少なくとも勧告的意見23号からは明らかでない。ただし、既述のように、被害者保護及び環境保護の観点からは、これを肯定的に解することが有益である。

<sup>108</sup> 以上の諸要件の充足要求は、先行研究とも概ね整合的である。McCorquodale & Simons, 2007, *supra* note

以上の条件をすべて満たす場合に、起源国（A）は域内の企業活動に対して実効的支配を及ぼしたと見なされ（下記図 1⑤）、その結果、起源国（A）は被害者（B'）を条約第 1 条第 1 項に定める「管轄」の下に置いたと見なされる（下記図⑥）。このことから、起源国（A）の確保義務違反が生じる（下記図 1⑦）。起源国は、確保義務違反の状態を是正するために、米州人権条約に明文規定がないにもかかわらず、環境損害の被害者が起源国の国内救済手続を利用できるように（原告適格や管轄権等をフラットに）する義務を負う<sup>109</sup>（下記図 1⑧）。これにより、環境損害の被害者（B'）には、起源国の国内裁判所において救済を得るべく、加害者（A'）及び起源国政府（A）を提訴する途が拓かれる。それと同時に、被害国（B）あるいは被害者（B'）からの請願又は通報を受けた米州人権委員会は<sup>110</sup>、起源国（A）の確保義務違反の責任を追及すべく<sup>111</sup>、米州人権裁判所に提訴できる<sup>112</sup>（下記図 1⑨）。審理の結果、裁判所が確保義務違反を認定した場合には、条約第 63 条第 1 項<sup>113</sup>に基づき、被害者に回復が命じられる<sup>114</sup>。以上が、勧告的意見 23 号から示唆される、米州人権条約第 1 条第 1 項の下での起源国の確保義務違反成立とその違反状態回復のための法律構成である。

なお、国際環境法の分野の慣習国際法規則である越境環境損害防止義務の違反は、確保義務違反が生じるために満たすべき要素（下記図 1①～④）にほぼ等しい<sup>115</sup>。越境環境損害防止義務と

106, pp. 617-621.

<sup>109</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, paras. 238-240. 環境損害の被害者が起源国の国内救済手続を利用できるよう起源国に要求する規定を置く条約として以下参照。Convention on the Law of the Non-navigational Uses of International Watercourses (adopted by the General Assembly of the United Nations on 21 May 1997, entered into force on 17 August 2014), UN Doc. A/RES/51/229, Article 32; Convention on the Transboundary Effects of Industrial Accidents (done at Helsinki on 17 March 1992, entered into force on 19 April 2000), ECE/CP.TEIA/33, Article 9.3; Nordic Environmental Protection Convention (adopted at Stockholm on 19 February 1974, entered into force on 5 October 1976), Articles 2, 3, available at <http://www2.ecolex.org/server2neu.php/libcat/docs/TRE/Full/En/TRE-000491.txt> (last access on 22 February 2020).

<sup>110</sup> 【第 61 条】「1. 締約国及び委員会のみが、裁判所に事件を付託する権利を有する。2. 裁判所が事件を審理するためには、第 48 条〔請願又は通報の処理〕から第 50 条〔友好的解決不達成の場合〕までに掲げる手続が完了していなければならない」。(□ 内・筆者加筆)

<sup>111</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, para. 119.

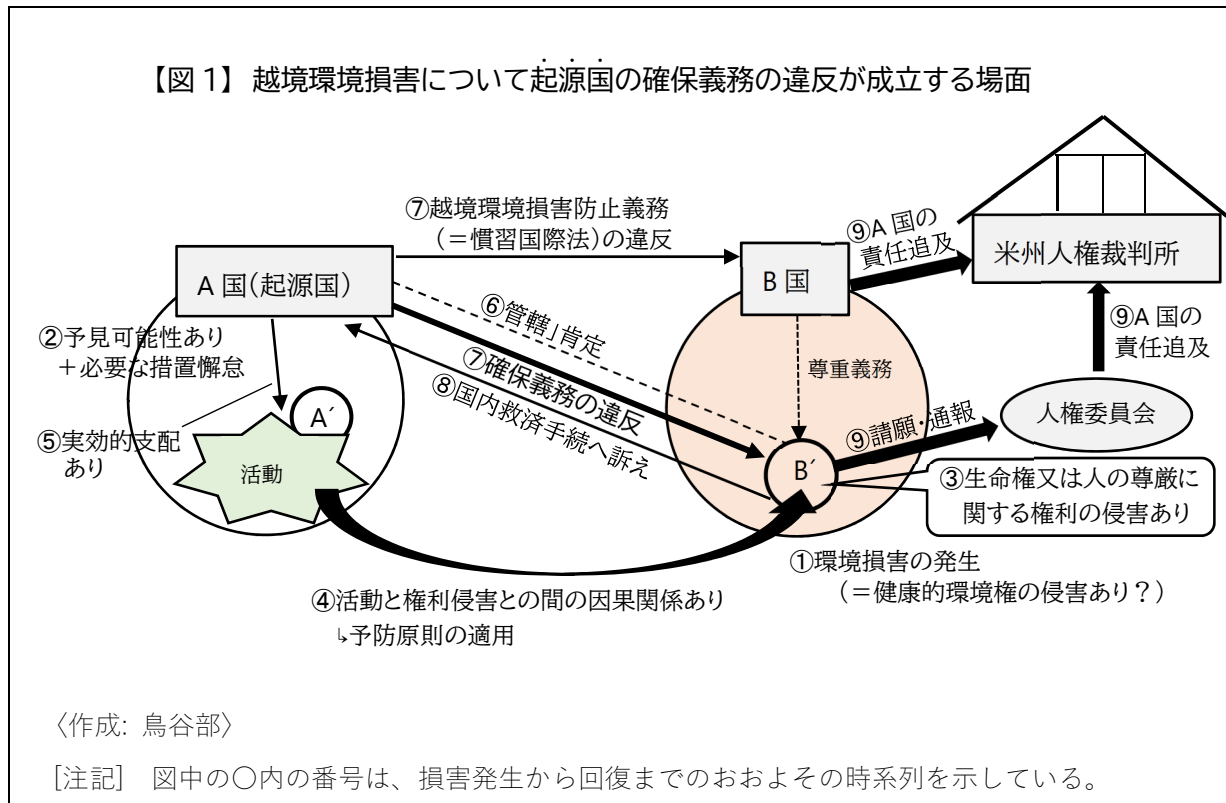
<sup>112</sup> 条約第 61 条が規定する通り、米州人権裁判所に提訴できるのは人権委員会と締約国のみであり、個人に提訴権が認められていない。しかし、2009 年に改正された裁判所規則では、被害者の訴訟参加が制度化され、被害者又はその代理人は、人権裁判所が受理した全ての審理手続に直接参加できるようになった。See, Rule of Procedure of the Inter-American Court of Human Rights (approved by the Court during its LXXXV Regular Period of Sessions, held from November 16 to 28, 2009), Article 25, available at [http://www.corteidh.or.cr/sitios/reglamento/nov\\_2009\\_ing.pdf](http://www.corteidh.or.cr/sitios/reglamento/nov_2009_ing.pdf) (last access on 11 February 2020).

<sup>113</sup> 【第 63 条】「1. 裁判所は、この条約が保護する権利又は自由の侵害が存在すると判断するときには、侵害された権利又は自由の享有を被害当事者に保障すべきであると判決する。裁判所はまた、適当な場合には、当該権利又は自由の違反を構成した措置又は状況の結果を是正し、被害当事者に公正な賠償を支払うべきであると判決する。2. ……」

<sup>114</sup> 米州人権裁判所が採りうる回復措置として、金銭賠償、再発防止の保証、責任者の捜査・訴追・処罰、国内法の制定・改正、謝罪等があり得る。柏木めぐみ「米州人権条約制度における「回復 (reparation)」概念の展開」芹田健太郎ほか編『国際人権法の国際的実施』（信山社、2011 年）320、325、326-333 頁。

<sup>115</sup> 越境環境損害防止義務違反が生じるために満たすべき要素については、鳥谷部『前掲書』（註 62）161-243 頁を参照。唯一異なるのは、確保義務は、被害を蒙ったと主張する「個人」の人権が侵害されていることの証明を要するのに対し、越境環境損害防止義務は、被害を蒙ったと主張する国の「環境」という法益が侵害されていることの証明を要するという点である。See, *Certain Activities Carried Out By Nicaragua in the Border Area (Costa Rica v. Nicaragua)*, *Compensation Owed By the Republic of Nicaragua to the Republic of Costa Rica*, Judgment of 2 February 2018, *ICJ Reports 2018*, paras. 41, 42. 鳥谷部『前掲書』（註 62）254 頁原註 11 も参照。

確保義務の決定的な違いは、義務の相手方が異なる点にある。越境環境損害防止義務は、起源国が被害国政府に対して負うのに対し、確保義務は、被害者個人に対して負う義務である。したがって、勧告的意見23号の先例的価値は、確保義務が、被害国政府しか保護し得なかった越境環境損害防止義務を補完し、被害者個人を直接的に保護するための道筋をつけたところにある。



### 5-2 登録国の確保義務違反が成立する場面

米州人権条約第1条第1項の下で締約国の確保義務違反が問題となるもう1つの場面は、多国籍企業の子会社が、親会社の本国（登録国）の領域外で活動を行い、現地住民に被害をもたらしたという場面である<sup>116</sup>（下記図2）。親会社本国は、自国の親会社を通じて、在外子会社に対して実効的支配を及ぼすことができる意思と能力を有している可能性がある<sup>117</sup>。それゆえ、親会社本国の責任が議論の対象となるのである。

それでは、在外子会社の活動は、いかなる場合に親会社本国の実効的支配の下にあると見なさ

<sup>116</sup> 例えば過去には、ナイジェリアでイギリス及びオランダ企業のロイヤル・ダッチ・シェルの現地子会社によって所有されていたパイプラインからの原油流出による環境損害について、現地住民が、親会社のシェルの責任を追及するためにオランダで訴訟を提起した事例がある。大窪敦子「グローバル・ガバナンス・ギャップと国際秩序形成に関する一考察——国連「(人権の)保護、尊重、救済の政策フレームワーク」と国家管轄権の域外適用に対する視座を中心に——」坂元茂樹・薬師寺公夫編『普遍的国際社会への法の挑戦（芹田健太郎先生古稀記念）』（信山社、2013年）793頁を参照。

<sup>117</sup> Francesco Francioni, “Exporting Environmental Hazard through Multinational Enterprises: Can the State of Origin be Held Responsible?” in Francesco Francioni & Tullio Scovazzi (eds.), *International Responsibility for Environment* (Harm) (Graham & Trotman, 1991), p. 284.

れ、その結果、親会社本国の確保義務違反が成立することになるのだろうか。ここでも上記起源国の場合と同様、勧告的意見 23 号によれば、以下 4 点をすべて満たす必要がある。すなわち、第 1 に、在外子会社（A'）が現地住民（B'）に環境損害を生じさせたこと（下記図 2①）第 2 に、親会社本国（A）が在外子会社（A'）の活動から生じる環境損害について予見可能性を有し、かつ、適切な措置を怠ったこと（下記図 2②）、第 3 に、在外子会社（A'）の活動により被害者（B'）の生命権（条約第 4 条第 1 項）又は人の尊厳に関する権利（同第 5 条第 1 項）の侵害が認められること（下記図 2③）、第 4 に、在外子会社（A'）の活動と現地住民（B'）の権利侵害との間に因果関係が存在すること<sup>118</sup>（下記図 2④）、である。

以上の条件をすべて満たす場合に、親会社の本国（A）は在外子会社（A'）の活動に対して実効的支配を及ぼしたことになり（下記図 2⑤）、その結果、親会社本国（A）は被害者（B'）を条約第 1 条 1 項に定める「管轄」の下に置いたと見なされる（下記図 2⑥）。以上から、親会社本国（A）の確保義務違反が生じる（下記図 2⑦）。こうした違反状態を是正すべく、被害国（B）あるいは被害者（B'）からの請願又は通報を受けた米州人権委員会は、親会社本国（A）の責任を追及すべく<sup>119</sup>、米州人権裁判所に提訴できる<sup>120</sup>（下記図 2⑧）。その結果、確保義務違反が認定される場合には、裁判所は、条約第 63 条第 1 項に基づき、被害者に回復を命じることができる<sup>121</sup>。以上が、勧告的意見 23 号から示唆される、米州人権条約第 1 条第 1 項の下での親会社本国の確保義務違反成立とその違反状態回復のための法律構成である<sup>122</sup>。

このように、米州人権条約は、環境損害の事例において、第 1 条第 1 項に規定される「管轄」という言葉の意味を、領域に基礎を置く「領域的リンク」から、登録国の在外子会社に対する管理の実効性を基礎として領域外にも責任の範囲を拡大していくという「機能的リンク」へと解釈によって変容させてきている<sup>123</sup>。

---

<sup>118</sup> 因果関係が肯定されるのは、村瀬信也教授の言葉を借りれば、「多国籍企業の子会社による環境汚染（物理的損害）が、親会社による危険物質の輸出ないし危険技術の移転（機能的媒体）を直接の原因として惹き起こされたような場合」である。村瀬信也「国際環境法における国家の管理責任——多国籍企業の活動とその管理をめぐって——」国際法外交雑誌第 93 巻第 3・4 合併号（1994 年）146 頁。そのような場合として、登録国政府の国家権力の行使の結果、多国籍企業の活動が登録国に帰属すると見なし得る場合や、多国籍企業が登録国政府の指示、命令又は統制の下で活動する場合は挙げられる。McCorquodale & Simons, 2007, *supra* note 106, pp. 606-611.

<sup>119</sup> Advisory Opinion 23, *supra* note 29, para. 119.

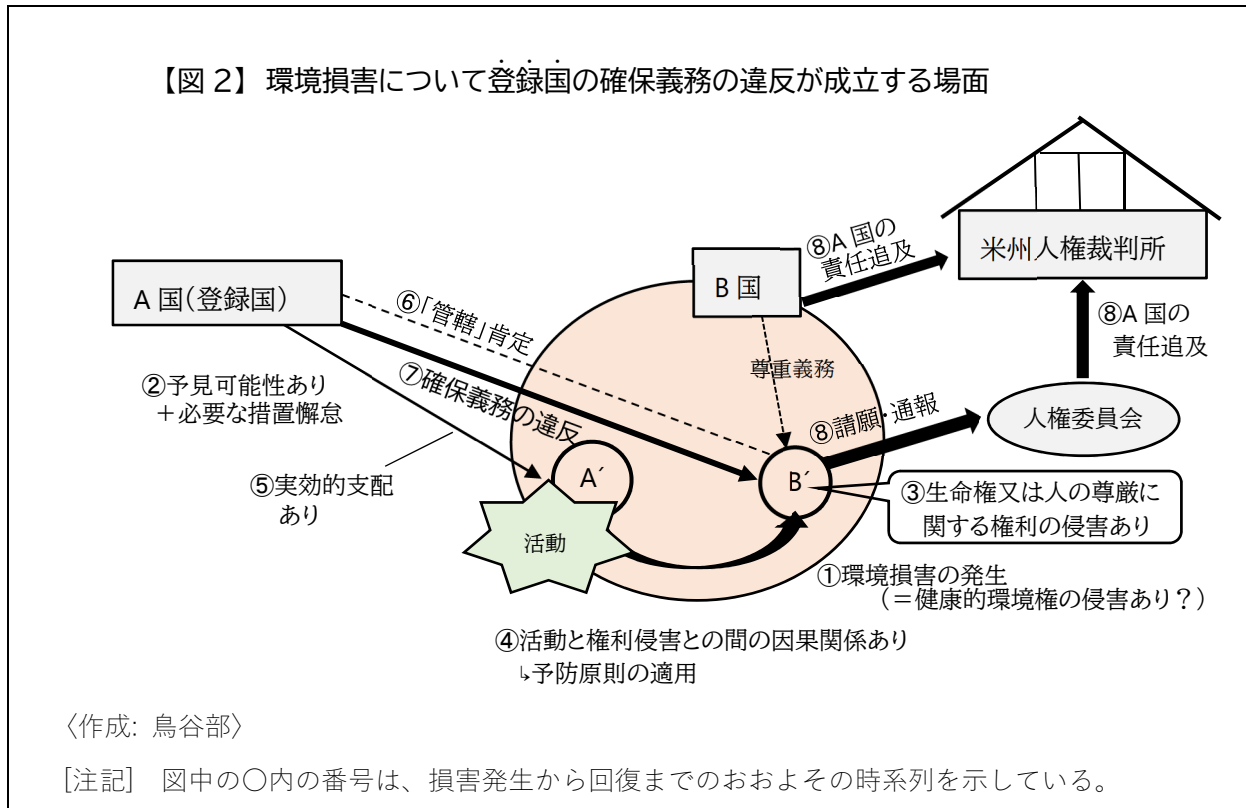
<sup>120</sup> *Ibid.*, paras. 81, 151.

<sup>121</sup> 前掲（註 113）を参照。

<sup>122</sup> もっとも、親会社と子会社の経営上・経済上の一体性という多国籍企業の特質に鑑み、被害者が、賠償能力の高い親会社に対し民事責任を追及することも当然ながら考えられるが、これは国際公法ではなく国際私法の問題として整理されるので、ここでは指摘にとどめておく。

<sup>123</sup> 村瀬「前掲論文」（註 118）143-145 頁も参照。同様の認識は、以下にも看取される。ESCR Committee, *General Comment No. 14: The right to the highest attainable standard of health (article 12 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)*, UN Doc. E/C.12/2000/4, 11 August 2000, para. 39; ESCR Committee, *General Comment No. 15: The right to water (articles 11 and 12 of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)*, UN Doc. E/C.12/2002/11, 20 January 2003, para. 33; Committee on the Elimination of Racial Discrimination, *concluding observations of the Committee with regard to the United States of America*, CERD/C/USA/CO/6, 8 May 2008, para. 30.

【図2】環境損害について登録国の確保義務の違反が成立する場面



## 6 おわりに

以上本稿でみてきたように、勧告的意見23号の意義は、環境損害における米州人権条約の領域外適用の問題について、「活動に対する実効的支配」基準の妥当性を示したことにある。これは、米州人権条約第1条第1項に定める「管轄」という言葉の意味の解釈にあたり、環境損害を生じさせる活動に焦点を当て、起源国又は登録国がその活動に対し実効的支配を及ぼしたか否かを判断の基準とするものである。さらに、その判断のための要素として、①環境損害発生の有無、②起源国又は登録国の予見可能性の有無、及び必要な措置の懈怠の有無、③被害を主張する個人に対する生命権又は人の尊厳に関する権利の侵害の有無、④加害活動と権利侵害との間の因果関係の有無（判断に際して予防原則の適用あり）、が定式化できる。以上、①から④の全ての要素を満たす場合に、環境損害の被害者は、米州人権条約第1条第1項に定める「管轄の下にある全ての人」に該当し、その結果、起源国又は登録国の確保義務違反が成立することになる。

産業社会の発展に伴い、越境大気汚染、原子力発電所や放射性物質の再処理施設の立地、河川流水の非航行的利用、国境を越えて賦存する共有天然資源（特に帯水層、海底油田・天然ガス）の開発・利用など、国家の領域内での活動が原因行為となって、近隣国に環境損害が生じる可能性が非常に高まっている。さらに多国籍企業の子会社が親会社の本国（登録国）の領域外で活動

を行うことにより、現地住民に環境損害を引き起こす場合が少なくない<sup>124</sup>。勧告的意見 23 号は、一定の条件を満たす場合に、被害者を起源地又は登録国の管轄下に置き、人権条約に規定される確保義務の領域外適用を認めることにより、環境損害の被害者保護に途を開いた。環境損害における人権条約の領域外適用の問題について、国際裁判所が、管轄の基準及び確保義務違反の成立条件を示したのは、米州人権裁判所勧告的意見 23 号が初めてであり、その先例的価値は高く評価できる。

もっとも、本稿で検討してきた環境損害における人権条約の領域外適用の問題は、基本的に、環境損害が既に発生した後に、人権条約上の確保義務違反を根拠に、国家責任を追及するという事後救済の場面である。国家責任の肯定は容易ではなく、被害者側には厳しい立証責任のハードルが課せられる。そうしたなか、被害者側の立証責任のハードルを緩和する方法として、勧告的意見 23 号が行った以下の 2 点の指摘を再確認しておきたい。第 1 は、被害者側の権利侵害の要件の緩和である。つまり、生命権や人の尊厳に関する権利の侵害という「法律上の損害」を立証できなくとも、環境被害の発生という「事実上の損害」があれば、それを健康的環境権の侵害（「法律上の損害」）に読み替えることで、被害者の権利侵害の認定を容易化する道筋である（本稿 4-3(2)）。第 2 は、因果関係の認定の緩和である。勧告的意見 23 号は、加害活動と権利侵害との間の因果関係を立証する際に、環境への危険が高い場合には、活動と権利侵害との相当因果関係の証明において要求される科学的確実性の程度を緩和する予防原則の適用を認めた（本稿 4-4）。このようにして、とりわけ国際人権法の分野において、被害者救済の観点から、環境損害の事後救済法理が再点検されてきているのである。

【付記】本稿は、2019 年度摂南大学研究助成「Smart and Human 研究助成金」（淀川水系総合的研究会、研究代表者・後藤和子教授）及び公益財団法人クリタ水・環境科学振興財団（KWEF）「共有天然資源国際法秩序の形成」萌芽的研究（助成番号 19E005、研究代表者、鳥谷部 壤）の成果の一部である。

---

<sup>124</sup> 例えば、自由権規約委員会は、2015 年、カナダに対する総括所見で、国外で操業するカナダ企業の現地住民に対する人権侵害に懸念を示し、「その管轄下にある全てのカナダ企業、とりわけ鉱業会社が国外で操業する際に、人権基準を尊重することを確保すべく既存のメカニズムの実効性を強化すべきである」と勧告している。Concluding observations on the sixth periodic report of Canada, UN Doc. CCPR/C/CAN/CO/6 (2015), para. 6.